



2025年7月16日

各位

会社名 株式会社コンヴァノ
代表者名 代表取締役社長 上四元 絢
(コード：6574 東証グロース)
問合せ先 執行役員 藤本 光
(TEL：03 (3770) 1190 (代表))

第三者割当による第4回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行に係る払込完了に関するお知らせ

当社は、2025年6月30日開催の取締役会において決議いたしました、株式会社ディメンショナル（以下「ディメンショナル」又は「割当先」といいます。）を割当先とする第三者割当による第4回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行に関して、この度、2025年7月16日付で発行価額の総額（26,600,000円）の払込みが完了しておりますことをお知らせいたします。

なお、本新株予約権の発行に関する詳細につきましては、2025年6月30日公表の「第三者割当による第4回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行及び新株予約権の引受契約の締結に関するお知らせ」をご参照ください。

<本新株予約権>

(1) 割当日	2025年7月16日
(2) 発行新株予約権数	7,000個（新株予約権1個につき普通株式100株）
(3) 発行価額	総額26,600,000円（1個当たり3,800円）
(4) 当該発行による潜在株式数	普通株式700,000株（新株予約権1個につき100株） 上限行使価額はありません。 下限行使価額は5,000円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は700,000株であります。
(5) 調達資金の額	6,018,600,000円（注）
	当初行使価額は、8,560円とします。 本新株予約権の行使価額は、割当日の2取引日（株式会社東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）において売買立会が行われる日をいいます。以下同じ。）後（当日を含みます。）に初回の修正がされ、以後3取引日が経過する毎に修正されます（以下、かかる修正が行われる日を、個別に又は総称して「修

<p>(6) 行使価額及び行使価額の修正条件</p>	<p>正日」といいます。)かかる修正条項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、修正日に、修正日に先立つ3連続取引日(以下「価格算定期間」という。)の各取引日(但し、終値が存在しない日を除きます。)において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の平均値に100%を乗じた金額の1円未満の端数を切り捨てた額(但し、当該金額が、上記「(4)当次発行による潜在株式数」記載の下行使価額を下回る場合は下行使価額とします。)に修正されます。但し、当該価格算定期間のいずれの取引日にも終値が存在しなかった場合には、行使価額の修正は行いません。なお、いずれかの価格算定期間内の取引日において各本新株予約権の発行要項第11項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して合理的に調整されます。但し、当社株主総会の基準日等、株式会社証券保管振替機構の手続上の理由により本新株予約権の行使ができない日の1取引日前(当日を含みます。)から当該基準日(当日を含みます。)までの期間(株式会社証券保管振替機構が当該期間を変更した場合は、変更後の期間)においては、行使価額の修正は行わないものとし、その場合は当該基準日の2取引日後(当日を含みます。)以降、3取引日が経過する毎に、各本新株予約権の発行要項第10項第(1)号に準じて行使価額が修正されます。但し、修正後行使価額が下行使価額(5,000円)を下回る場合は下行使価額とします。</p>
<p>(7) 募集又は割当て方法 (割当先)</p>	<p>第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をディメンショナルに割り当てます。</p>
<p>(8) 権利行使期間</p>	<p>行使期間は、2025年7月17日から2027年7月15日までです。</p>
<p>(9) その他</p>	<p>当社は、割当先との間で、金融商品取引法に基づく有価証券届出書による届出の効力発生後に、下記【ご参考】に記載する制限超過行使の禁止・行使停止条項及び割当先が本新株予約権を譲渡する場合には当社取締役会による承認を要すること等を規定する本新株予約権の引受契約を締結しております。</p>

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定された場合の金額であり、行使価額が修正又は調整された場合並びに当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、調達資金の額は変動します。

【ご参考】

制限超過行使の禁止・行使停止

- (a) 当社は、取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、単一暦月中に割当先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当社は当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使（以下「制限超過行使」といいます。）を行わせないこと。
- (b) 割当先は、制限超過行使に該当する本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、当該本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと。
- (c) 割当先は、当社が金融商品取引法その他関連法令・取引所規則に基づき、行使停止を開示した場合には、本新株予約権を行使しないこと
- (d) 割当先は、本新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使及び行使停止に係る義務を負うことを約束させ、また譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の義務を承継すべき旨を約束させること。

以上